

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書平成30年8月分の正誤表

下記のとおり、追記するとともに誤記について訂正いたします。

(誤)

表4 測定結果(熱回収施設煙道)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	…	6回目	
1号炉	測定日		平成30年 3月20日	平成30年 4月25日	平成30年 7月25日	平成30年 8月1日		年月日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ _N /h	23,000	17,500	15,500	15,800		
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ _N /h (20,000 m ³ _N /h)	20,400 (25,151)	14,000 (18,044)	12,300 (15,853)	12,500 (15,694)		
	排ガス 濃度 (O ₂ 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	<1	5	3	3		
		窒素酸化物	30ppm	<u>13</u>	14	14	16		
		ばいじん	10mg/m ³ _N	<1	<1	<1	<1		
		塩化水素	20ppm	2	4	<u>10</u>	5		
水銀		0.05mg/m ³ _N	<0.003	-		0.00013			
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N	0.0020	-		0.0025				
2号炉	測定日		平成30年 2月17日	平成30年 4月9日	平成30年 6月26日				
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ _N /h	18,100	18,600	17,200			
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ _N /h (20,000 m ³ _N /h)	15,100 (12,468)	15,000 (19,500)	13,900 (17,916)			
	排ガス 濃度 (O ₂ 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	2	3	2			
		窒素酸化物	30ppm	17	14	16			
		ばいじん	10mg/m ³ _N	<1	<1	<1			
		塩化水素	20ppm	4	5	<u>4</u>			
水銀		0.05mg/m ³ _N	<0.003	-	-				
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N	0.00027	-	-					

※1回目と3回目の1号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

(正)

表4 測定結果 (熱回収施設煙道)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	…	6回目	
1号炉	測定日		平成30年 3月20日	平成30年 4月25日	平成30年 7月25日	平成30年 8月1日		年月日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ /h	23,000	17,500	15,500	15,800		
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ /h (20,000 m ³ /h)	20,400 (25,151)	14,000 (18,044)	12,300 (15,853)	12,500 (15,694)		
	排ガス 濃度 (O ₂ 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	<1	5	3	3		
		窒素酸化物	30ppm	<u>17</u>	14	14	16		
		ばいじん	10mg/m ³ _N	<1	<1	<1	<1		
		塩化水素	20ppm	2	4	<u>6</u>	5		
		水銀	0.05mg/m ³ _N	<0.003	-		0.00013		
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m ³ _N	0.0020	-		0.0025			
2号炉	測定日		平成30年 2月17日	平成30年 4月9日	平成30年 6月26日				
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m ³ /h	18,100	18,600	17,200			
		乾きガス量 (O ₂ 12%換算値)	26,100 m ³ /h (20,000 m ³ /h)	15,100 (12,468)	15,000 (19,500)	13,900 (17,916)			
	排ガス 濃度 (O ₂ 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	2	3	2			
		窒素酸化物	30ppm	17	14	16			
		ばいじん	10mg/m ³ _N	<1	<1	<1			
		塩化水素	20ppm	4	5	<u>2</u>			
		水銀	0.05mg/m ³ _N	<0.003	-	-			
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m ³ _N	0.00027	-	-				

※1回目と3回目の1号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

※<は定量下限値未満（平成30年4月以降の水銀を除く）であることを示す。

※水銀について平成30年4月1日の改正大気汚染防止法の施行により以下となる。

<は検出下限値未満であることを示す。

()は検出下限値以上、定量下限値未満を示す。